

選挙人名簿の閲覧が規制されます

県内市町村で事務処理要綱を制定

選挙人名簿の閲覧資料が営利目的で使用される等、個人のプライバシーを保護する必要があるため、県下の選挙管理委員会では、これを規制する事務処理要綱を定め6月1日から実施することになりました。

【閲覧を認める範囲】

次の場合に限り、閲覧することができます。

- ① 選挙人が特定の選挙人の登録の有無を確認するとき
- ② 政党その他の政治団体又は政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）が選挙運動又は政治活動のために利用するとき
- ③ 国、報道機関などが各種調査に利用するとき
- ④ その他選挙管理委員会が公益上必要と認めたとき

【閲覧の拒否】

次の場合には、閲覧を拒否される場合があります。

- ① 個人の基本的人権及びプライバシーを侵害する恐れがあるとき
- ② 営利上の目的（広告、宣伝、販売拡張等）もしくは不当な目的のために使用される恐れがあるとき
- ③ 多数の者が一時に閲覧申請をし、抄本の使用が競合する

【閲覧の申請】
閲覧しようとする者は、原則として閲覧申請書等を選挙管理委員会に提出し、許可を得なければなりません。

【閲覧の方法】
読み取りまたは筆記に限りません。



※詳しいことは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

現況届けは
お忘れなく（6月中）

未来を担う
子どもたち

— 応援します —

児童手当

児童手当は、明日の社会を担う子どもを養育している家庭の「生活安定」と「健全育成・資質の向上」を目的として制定された制度です。

児童手当を受けられる人

児童手当は、子どもを2人以上養育している家庭に、子どもが小学校に入学するまでの間支給されます。なお、所得の制限もあります。

- ☆第二子 二千五百円（月額）
- ☆第三子以降 五千円（月額）

すべての受給者の方へ

毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、現況届けを提出していただくことになっていきます。届け出をしないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。

※詳しくは、福祉課（☎内線47）へ

平成2年度集合税(町県民税・固定資産税・国民健康保険税)

第1期分の納期限は7月2日です

“遅れないように納付しましょう”